

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 肝てつ検査等の実施
豚コレラ予防注射の実施
- ◇正誤 昭和三十二年九月二十七日付鳥取県告示第
四百七十九号中訂正

告示

鳥取県告示第三十八号

次のように肝てつ検査、駆除及び馬の伝染性貧血検査を
実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百
六十六号）第六条の規定により牛、馬の所有者に対して
検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年二月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ、予防駆除並びに馬の伝染性貧血予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
肝てつ、検査及び駆除
牛 ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以
内のものを除く。
馬の伝染性貧血の検査

馬

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法

肝てつ、検査 皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ、駆除 ― ヘキサクロエタン製剤投与
馬伝染性貧血検査 ― チョック試験管法による赤血球
数検査担鉄細胞検出法

別表 肝てつ、検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所
二月十日 日野郡江府町 助沢、下蚊屋家畜検査場

| | | | | |
|---|-----|---|-----|--------|
| 〃 | 十一日 | 〃 | 溝口町 | 福永、添谷 |
| 〃 | 十二日 | 〃 | 〃 | 谷川、宮原 |
| 〃 | 十三日 | 〃 | 〃 | 白水、根雨原 |
| 〃 | 十四日 | 〃 | 〃 | 父原、中會 |
| 〃 | 十五日 | 〃 | 〃 | 莊、古市 |

伝染性貧血馬の検査

| | | |
|--------|--------|----------|
| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
| 二月二十五日 | 日野郡溝口町 | 溝口市場 |
| 〃 二十六日 | 〃 | 金屋谷家畜検査場 |
| 〃 二十七日 | 江府町 | 江尾診療所 |
| 〃 二十八日 | 〃 | 柿原家畜検査場 |
| 〃 三月七日 | 〃 | 西成 |
| 〃 八日 | 江府町 | 大河原 |
| 〃 十日 | 〃 | 池の内 |
| 〃 十一日 | 〃 | 武庫 |
| 〃 十二日 | 〃 | 宮市原 |
| 〃 十三日 | 〃 | 貝田 |

| | | | | |
|---|-----|---|-----|---------|
| 〃 | 十三日 | 〃 | 根雨町 | 根雨市場 |
| 〃 | 十四日 | 〃 | 溝口町 | 栃原家畜検査所 |
| 〃 | 十五日 | 〃 | 〃 | 添谷 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 大内 |

鳥取県告示第三十九号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年二月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚、ただし生後四十日及び分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法

豚コレラ予防液、皮下注射

別表

| | | |
|-------|--------|------|
| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
| 二月十日 | 東伯郡由良町 | 同上 |
| 〃 十一日 | 〃 | 大栄町 |
| 〃 十二日 | 〃 | 〃 |

正 誤

昭和三十三年九月二十七日鳥取県告示第四百七十九号中誤植があるので次のとおり訂正する。

| | | | | |
|---|---|----|------|------|
| 頁 | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 四 | 上 | 十四 | 三十二年 | 三十四年 |